

所属名	事務事業名	ページ番号
資産税課	固定資産税（土地）賦課事務	2
資産税課	固定資産税（家屋）賦課事務	3
資産税課	固定資産税（償却資産）賦課事務	4
資産税課	固定資産税（標準宅地鑑定評価等）事務	5

# 令和7年度 事務事業実績報告シート

<b>事務事業名</b>	固定資産税（土地）賦課事務	<b>事業期間</b>	昭和 25 ～	年度
<b>担当部署・係名</b>	資産税課 土地一係、二係	<b>担当課長名</b>	稲富 弘人	
<b>総合計画における位置づけ</b>	<b>政策</b>	効果的・効率的で信頼される行政経営が行われているまち		
	<b>施策</b>	34財政の健全性の確保		
	<b>基本事業</b>	適切な市税の賦課・収納		

## 1 事務事業の基本情報

<b>事業概要・目的</b>	賦課期日（毎年1月1日）における固定資産（土地）の利用状況に対し、国が定めた固定資産評価基準に基づいて評価を行い、固定資産評価額を決定する。固定資産評価額をもとに算出した課税標準額に税率1.4%を乗じて固定資産税を算出し、所有者（納税義務者）に対して、納税通知書を作成して送達する。課税客体を把握し、地方税法・市税条例等関係法令に基づき、固定資産税（土地）の公平・公正な賦課を行うことを目的とする。				
<b>事業の対象者</b>	佐賀市内に固定資産（土地）を所有する個人又は法人				
<b>根拠法令等</b>	地方税法、佐賀市市税条例、固定資産評価基準				
<b>決算額の推移（単位 千円） ※職員人件費は含まない</b>					
<b>区分</b>	<b>R2年度</b>	<b>R3年度</b>	<b>R4年度</b>	<b>R5年度</b>	<b>R6年度</b>
<b>事業費総額</b>	21,708	23,372	24,668	24,438	24,417
うち佐賀市の負担額	21,708	23,372	24,668	24,438	24,417

## 2 事業の活動実績

活動実績①					単位
納税義務者数（法定免税点以上）					人
R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	
64,948	65,129	65,523	65,758	66,053	

活動実績②					単位
土地評価総筆数					筆
R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	
325,523	326,333	327,219	328,171	329,293	

## 3 活動実績の推移に関する分析及び今後の見込み

3年に1度の基準年度ごとに総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき評価を見直し、公平かつ適正な固定資産の評価及び課税に努める。地価の上昇や活発な土地取引が今後も継続するようであれば、それに伴い納税義務者数や課税額も上昇していくものと考えられる。

## 令和7年度 事務事業実績報告シート

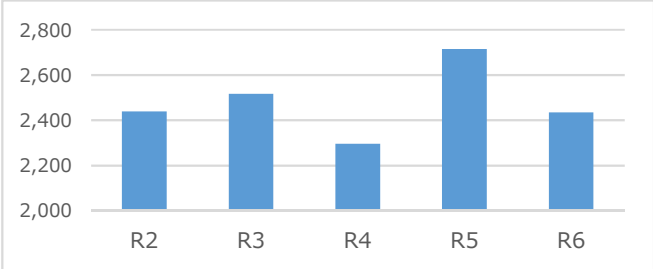
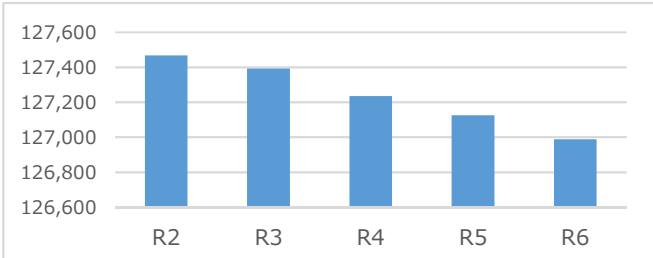
<b>事務事業名</b>	固定資産税（家屋）賦課事務	<b>事業期間</b>	昭和 25 ～	年度
<b>担当部署・係名</b>	資産税課 家屋一係、二係	<b>担当課長名</b>	稲富 弘人	
<b>総合計画における位置づけ</b>	<b>政策</b>	効果的・効率的で信頼される行政経営が行われているまち		
	<b>施策</b>	34財政の健全性の確保		
	<b>基本事業</b>	適切な市税の賦課・収納		

### 1 事務事業の基本情報

<b>事業概要・目的</b>	賦課期日（毎年1月1日）における固定資産（家屋）の現況に対し、国が定めた固定資産評価基準に基づいて評価を行い、固定資産評価額を決定する。固定資産評価額をもとに算出した課税標準額に税率1.4%を乗じて固定資産税を算出し、所有者（納税義務者）に対して、納税通知書を作成して送達する。課税客体を把握し、地方税法・市税条例等関係法令に基づき、固定資産税（家屋）の公平・公正な賦課を行うことを目的とする。				
<b>事業の対象者</b>	佐賀市内に固定資産（家屋）を所有する個人又は法人				
<b>根拠法令等</b>	地方税法、佐賀市市税条例、固定資産評価基準				
<b>決算額の推移（単位 千円） ※職員人件費は含まない</b>					
<b>区分</b>	<b>R2年度</b>	<b>R3年度</b>	<b>R4年度</b>	<b>R5年度</b>	<b>R6年度</b>
<b>事業費総額</b>	15,885	14,094	14,325	14,798	15,130
うち佐賀市の負担額	15,885	14,094	14,325	14,798	15,130

### 2 事業の活動実績

活動実績①					単位
家屋の新築・増築・解家の棟数					棟
R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	
2,439	2,517	2,296	2,714	2,435	
活動実績②					単位
家屋評価総棟数					棟
R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	
127,468	127,392	127,235	127,125	126,988	

### 3 活動実績の推移に関する分析及び今後の見込み

市街化調整区域における既存集落の維持・活性化や市外への人口流出抑制等を目的とした「50戸連たん制度」による戸建て住宅等の建築や、佐賀駅周辺や大型商業施設近郊の分譲・賃貸マンション建設は今後しばらくは継続すると想定される。しかしながら建築物価高騰の長期化により木造戸建て新築は対前年比でR6課税分△66棟、軽量鉄骨造の住宅・アパート新築もR6課税分△14棟と減少傾向にある。一方、家屋解体棟数は例年並みのため既存家屋においてはやや減少傾向で推移していくものと考えられる。

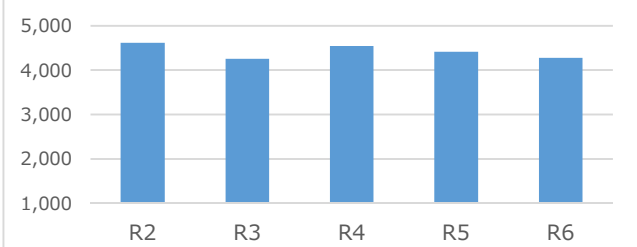
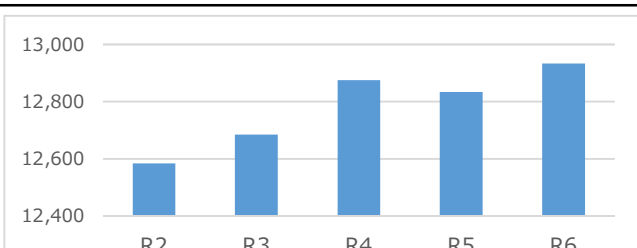
# 令和7年度 事務事業実績報告シート

<b>事務事業名</b>	固定資産税（償却資産）賦課事務	<b>事業期間</b>	昭和 25 ～	年度
<b>担当部署・係名</b>	資産税課 管理・償却資産係	<b>担当課長名</b>	稲富 弘人	
<b>総合計画における位置づけ</b>	<b>政策</b>	効果的・効率的で信頼される行政経営が行われているまち		
	<b>施策</b>	34財政の健全性の確保		
	<b>基本事業</b>	適切な市税の賦課・収納		

## 1 事務事業の基本情報

<b>事業概要・目的</b>	賦課期日（毎年1月1日）における固定資産（事業の用に供する償却資産）の所有者から、その償却資産の内容（取得年月、取得価額、耐用年数等）について記載した償却資産申告書を受理。国が定めた固定資産評価基準に基づき、取得価額を基礎として取得後の経過年数に応じた減価率により固定資産評価額を決定する。 固定資産評価額をもとに算出した課税標準額に税率1.4%を乗じて固定資産税を算出し、所有者（納税義務者）に対して、納税通知書を作成して送達する。 課税客体を把握し、地方税法・市税条例等関係法令に基づき適正評価を実施することにより、固定資産税（償却資産）の公平・公正な賦課を行うことを目的とする。				
<b>事業の対象者</b>	佐賀市内に固定資産（償却資産）を所有する個人又は法人				
<b>根拠法令等</b>	地方税法、佐賀市市税条例、固定資産評価基準				
<b>決算額の推移（単位 千円） ※職員人件費は含まない</b>					
<b>区分</b>	<b>R2年度</b>	<b>R3年度</b>	<b>R4年度</b>	<b>R5年度</b>	<b>R6年度</b>
<b>事業費総額</b>	3,676	3,576	2,046	1,508	1,426
うち佐賀市の負担額	3,676	3,576	2,046	1,508	1,426

## 2 事業の活動実績

<b>活動実績①</b>					<b>単位</b>	
納税義務者数（法定免税点以上）					人	
R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績		
4,617	4,257	4,544	4,421	4,274		
<b>活動実績②</b>					<b>単位</b>	
申告書発送件数					件	
R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績		
12,584	12,685	12,875	12,834	12,934		

## 3 活動実績の推移に関する分析及び今後の見込み

公平・公正かつ適正な課税を推進するため、申告制度の周知を図り、未申告者には催促書を送付し申告書の提出を促す。未申告の場合は、過去の申告内容をもとに、申告がなくても償却資産を所有しているとみなして課税する「みなし課税」を継続して実施する。また、地方税法第354条の2に基づき、税務署など関係機関で所得税又は法人税に関する書類について閲覧調査し新規義務者の捕捉を行う。さらに実地調査に基づき申告漏れや申告誤り等の確認を行い、調査結果に基づく賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得した翌年度まで（地方税法第17条の5第5項に基づき5年度分）遡及し、課税を行っているため、償却資産の納税義務者数は微減しているものの課税額は微増で推移していくものと考えられる。

## 令和7年度 事務事業実績報告シート

<b>事務事業名</b>	固定資産税（標準宅地鑑定評価等）事務	<b>事業期間</b>	平成 4 ～ 年度
<b>担当部署・係名</b>	資産税課 土地一係、二係	<b>担当課長名</b>	稲富 弘人
<b>総合計画における位置づけ</b>	<b>政策</b>	効果的・効率的で信頼される行政経営が行われているまち	
	<b>施策</b>	34財政の健全性の確保	
	<b>基本事業</b>	適切な市税の賦課・収納	

### 1 事務事業の基本情報

<b>事業概要・目的</b>	固定資産評価の均衡化・適正化を図るため、地方税法の評価基準に基づき、3年に1度の基準年度ごとの評価替えに向け、価格の見直しを行う。 【事業内容】 ・評価替え委託業務：現状分析調査、用途地区及び状況類似地域見直し、標準宅地見直し、路線価（路線形状）見直し及び新設、路線価付設 ・標準宅地鑑定委託業務：3年に1度の基準年度ごとに、標準宅地の鑑定業務を不動産鑑定士等に委託する。				
<b>事業の対象者</b>	市内の評価（課税）対象の土地				
<b>根拠法令等</b>	地方税法				
<b>決算額の推移（単位 千円） ※職員人件費は含まない</b>					
<b>区分</b>	<b>R2年度</b>	<b>R3年度</b>	<b>R4年度</b>	<b>R5年度</b>	<b>R6年度</b>
<b>事業費総額</b>	78,912	23,766	40,833	81,112	28,804
うち佐賀市の負担額	78,912	23,766	40,833	81,112	28,804

### 2 事業の活動実績

<b>活動実績①</b>					<b>単位</b>		
鑑定評価箇所数							点
R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績			
815	-	-	798	-			
<b>活動実績②</b>					<b>単位</b>		
用途地区・状況類似地域調査対象面積							ha
R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績			
37,266	37,271	37,272	37,273	37,275			

### 3 活動実績の推移に関する分析及び今後の見込み

評価対象となる筆数は、宅地分譲などにより微増の傾向がみられる。鑑定評価する標準宅地の箇所数については、令和9年度の評価替え作業の中で状況類似地域などの見直しを予定しており、実態に応じて微増微減が考えられる。